

2022年
(令和4年)

8月号

なら

通巻375号

労働時報

CONTENTS

- 労働委員会委員による労働相談を実施します! 1
- 令和3年度 職場環境調査結果概要 2
- 令和3年度 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業表彰式が行われました! 3
- STOP!熱中症クールワークキャンペーン実施中 3
- 奈良県雇用維持支援補助金(雇用調整助成金の上乗せ支給) 3
- 中小企業等業務改善支援事業 3
- 社員・シャインな職場訪問記⑩ 4
- 年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう 5
- 労務改善Q&A 6
- 奈良県の労働経済主要指標 6

地域就職支援センター

ハローワークのスタッフがおり、求人情報の閲覧、仕事の相談・紹介が可能です。

- ◆奈良県地域就職支援センター(奈良市)
☎0742-25-3708
月～金 8時30分～17時
奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階
- ◆大和高田地域就職支援センター(大和高田市)
☎0745-41-8609
月～金 8時30分～17時
大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館3階

労働相談ダイヤル

奈良県労働相談 実施日変更のお知らせ

| 名称 | 設置場所 | 相談方式 | 相談実施日 |
|-------------------|---------------------|---------------------------|---------------------|
| 中小企業労働相談所 | 電話相談のみ | 事前予約制 電話(0120-450-355) | 月曜日～金曜日 (9時～18時) |
| 北和地区 中小企業労働相談所 | エルトピア奈良 (奈良労働会館) | 電話(0742-26-6900)、対面 | 第2土曜日 (13時～17時) |
| 中和地区 中小企業労働相談所 | エルトピア中和 (中和労働会館) | 電話(0745-22-6631)、対面 | 第4土曜日 (13時～17時) |

労働相談(予約～相談)の流れについて



奈良県労働委員会

労働者と使用者の紛争解決のための「あっせん」等を行っています。
☎0742-20-4431
月～金 8時30分～17時

しごと相談ダイヤル

しごとや職業訓練などの情報を提供しています。

- ◆奈良しごと*i*センター(エルトピア奈良1階) ☎0742-23-5730 月～土9時～17時
- ◆高田しごと*i*センター(奈良県産業会館3階) ☎0745-24-2010 月～土9時～17時

※いずれも祝日・年末年始を除く

★職場のお悩み、ご相談ください★

奈良県労働委員会

労働委員会では、個々の労働者と事業主の間で起きたトラブル(個別労働関係紛争)について、公正・中立な立場で解決に向けた支援活動を行っています。特に、10月は「個別労働関係紛争処理制度周知月間」として、休日・夜間の労働相談会を開催します。



※労働委員会では、毎月、労働相談会を開催しています(事前予約制)。

日時:原則、第二木曜日の15時～16時
場所:奈良県労働委員会(奈良県奈良総合庁舎内)

休日・夜間の労働相談会

- 【休日相談会】10月16日(日) 13時30分～
奈良産業会館(大和高田市幸町2-33)
- 10月23日(日) 13時30分～
奈良文化会館(奈良市登大路町6-2)
- 【夜間相談会】10月13日(木) 18時30分～
奈良文化会館(奈良市登大路町6-2)

概要:学識経験者、弁護士などの「公益委員」、労働組合の役員などの「労働者委員」、会社役員、企業経営者などの「使用者委員」の3名の労働委員会委員が相談員となり、労働条件その他労働関係に関する相談(募集採用などの相談は対象外)をお受けします。一人30分程度です。

対象:奈良県在住又は在勤の労働者/奈良県内に事業所のある使用者(事業主)
申込み:事前予約制です。下記へお問い合わせください。

問合せ先:奈良県労働委員会事務局
〒630-8113 奈良市法蓮町757奈良県奈良総合庁舎内
電話番号 0742-20-4431

※詳しくはこちらをご覧ください。

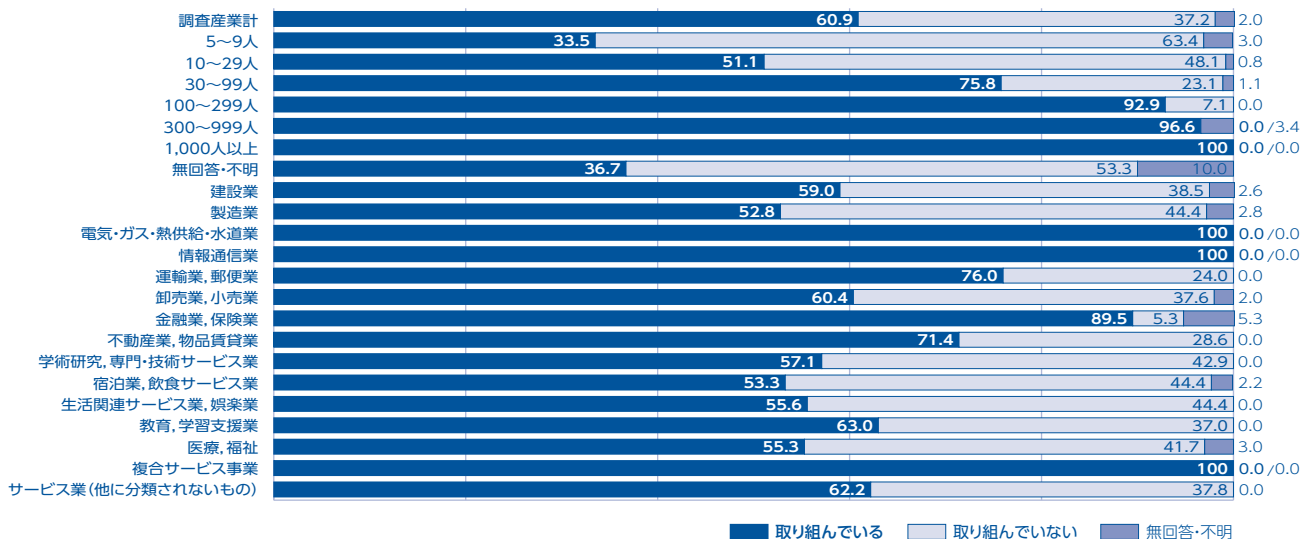
<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1704>

令和3年度 職場環境調査結果概要

- 1 調査目的 育児・介護休業法等の制度規定利用状況など県内労働条件の実態を把握する。
- 2 調査対象 県内の常用雇用者5人以上の事業所を産業分類別に1,500件無作為抽出
- 3 調査項目 (1) 新型コロナウイルス感染症防止にかかる働き方の見直し
(2) 仕事と家庭の両立支援の取り組みについて
(3) 定年制
(4) セクシャルハラスメント・マタニティハラスメント・パワーハラスメント
(5) 労働時間・休日・休暇
(6) 働き方改革等の実施状況
- 4 調査方法 郵送配布、郵送回収
- 5 調査基準日 令和3年8月1日現在
- 6 回収結果 調査対象事業所から回答があったうち、有効回答数は557事業所(有効回答率37.1%)となっております。

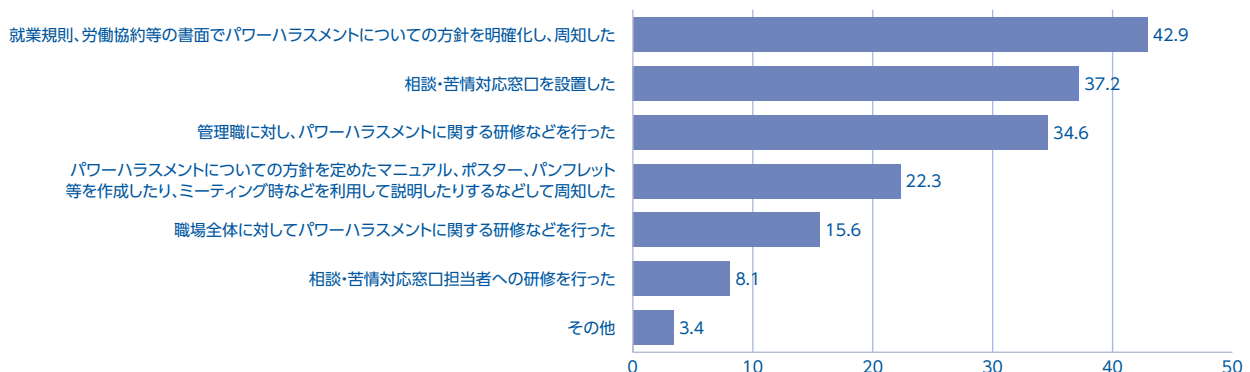
令和4年4月1日よりパワーハラスメント防止措置が中小企業の事業主にも義務化されています。

パワーハラスメントを防止するために実施している対策



パワーハラスメントを防止するために実施している対策についてみると、現在取組みのある事業所の割合は60.9%となっている。規模別でみると、1000人以上が100%と最も高く、規模が小さくなるほど低く、5~29人が33.5%となっている。産業別でみると、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、複合サービス事業が100%と最も高く、次いで金融業、保険業が89.5%、運輸業、郵便業が76.0%の順となっている。

パワーハラスメント防止対策の取組の内容別事業所割合(複数回答)



防止対策内容(複数回答)についてみると、「就業規則、労働協約等の書面でパワーハラスメントについての方針を明確化し、周知した」が42.9%と最も高く、次いで「相談・苦情対応窓口を設置」が37.2%、「管理職に対し、パワーハラスメントに関する研修などを行った」が34.6%の順になっている。

令和3年度奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業表彰式

令和4年4月25日に知事室において令和3年度奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業表彰式が行われました。



令和3年度表彰企業

おめでとうございます!!

| | |
|------------|---------------------|
| 総合表彰 | 株式会社マスオ総合事務管理センター |
| 若年者雇用推進部門 | 株式会社中和コンストラクション |
| 職業能力開発推進部門 | 奈良県緑化土木協同組合 |
| 女性活躍推進部門 | 株式会社 イベント・トゥエンティ・ワン |

働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業に登録していただく「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」登録制度が開始から15年目を迎えました。様々な業種や従業員規模の事業所が登録しており、各事業所とも工夫をしながら取組をされています。そのうち、特に優れた取組を行っている4社に対し、知事から表彰を行いました。今月号より表彰企業の取り組みやインタビューをご紹介します。

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施中!

熱中症予防対策の徹底を図ろう

職場における熱中症により、毎年20人以上が亡くなり、600人以上が4日以上仕事を休んでいます。

夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組ましましょう!

詳しくは奈良労働局労働基準部健康安全課 (TEL:0742-32-0205) または労働基準監督署へお問い合わせください。

URL 厚生労働省熱中症対策関連ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

奈良県雇用維持支援補助金(雇用調整助成金の乗せ支給)について

国の雇用調整助成金等の助成率が10分の9となる中小・小規模事業主のみなさまへ奈良県が乗せ支給を行い、雇用維持を支援します。

※雇用調整助成金等…「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」

申請期間

令和4年5月27日(金)～令和5年1月31日(火)

支給対象

判定基礎期間の初日が令和4年1月1日から令和4年9月30日までの休業について、奈良労働局長から雇用調整助成金等の支給決定を受けた中小企業事業主及び小規模事業所事業主(教育訓練・出向によるもの、国助成率10/10または4/5で支給決定を受けたものは対象外)

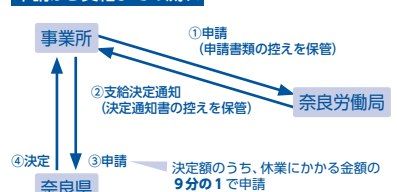
補助額

奈良労働局長から雇用調整助成金等の支給決定を受けた額のうち、休業にかかる金額の9分の1

支給イメージ

| | |
|----------------|-------|
| 国の支給決定額の1/9 | |
| 支給決定を受けた休業手当等の | 9/10 |
| | 1/10 |
| | 県上乗せ分 |

申請から支給までの流れ



問い合わせ先
奈良県雇用維持支援補助金事務局
URL: <http://www.pref.nara.jp/58515.htm>
住所: 奈良市下三条町10-1 末廣ビル4階 (日本旅行奈良支店内)
TEL: 050-8881-9850 (平日10時～18時)
※申請書類もホームページに掲載しています!

奈良県中小企業等業務改善支援補助金について

生産性向上のための取組等による業務効率化を行い、事業所における最低賃金の賃上げを行った中小企業等を支援する国の「業務改善助成金」へ上乗せ補助を行い、県内中小企業等の事業所における最低賃金の賃上げを推進します。

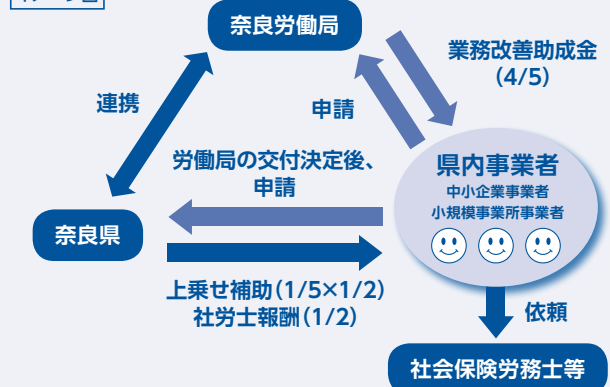
(1) 中小企業等業務改善支援事業(県上乗せ補助)

生産性向上のための取組(設備投資や人材育成等)による業務効率化を行い、事業所における最低賃金を30円以上引き上げた事業所において、国の「業務改善助成金」を活用した場合に、県の上乗せ補助を実施。
【補助対象】 令和4年4月以降、国に申請し、国から助成率4/5で交付決定を受けた県内中小企業事業者及び小規模事業所事業者
【補助率】 1/10(事業者負担1/5×1/2) 【国4/5、県1/10、事業者1/10】
【補助上限額】 最低賃金引き上げ額、引き上げた労働者数により変動 (37,500円(下限)～750,000円(上限))

(2) 中小企業等業務改善支援事業(社労士等への報酬)

業務改善助成金の申請にあたって、賃金引き上げ後の事業所における最低賃金を定める就業規則やこれに準ずるもの改定、助成金交付申請手続き等のために、社会保険労務士等に支払った報酬額を補助。
【補助対象】 国から交付決定を受けた県内中小企業事業者及び小規模事業所事業者で、令和4年4月以降、就業規則等の改定や、助成金の申請にあたって社会保険労務士等へ報酬を支払ったもの(注)生産性要件を満たした場合の助成率(9/10)も対象
【補助率】 1/2
【補助上限額】 50,000円

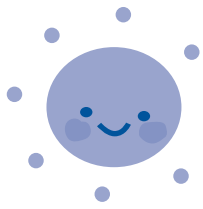
イメージ図



※申請にあたっての詳細は追って県のHPにて掲載しますのでご確認ください。

奈良県中小企業等業務改善支援補助金

検索



社員・シャインな職場訪問記⑤①



「御門米飴」でよく知られる砂糖傳増尾商店や奈良自動車学校など幅広い事業を展開するマスオグループ様。グループ全体の総務や人事など経営をサポートする株式会社マスオ総合事務管理センター様が令和3年度「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」総合表彰を受賞されました。具体的な取り組み内容について、増尾朗社長と牛尾成子部長にお話をうかがいました。



株式会社マスオ総合事務管理センター

事業内容：事務受託管理業

所在地：奈良市三条大路1-1-93

TEL：0742-34-3000

URL：https://masuogroup.co.jp

外部の客観的な指標を得て 本格的な取り組みをスタート

「働きやすい＝良い仕事をしやすい」ことだと考え、以前から働きやすい職場づくりを進めていましたが、本格的に取り組み始めたきっかけは「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」の登録募集でした。客観的な指標により、目標が明確になりました。まず、マスオ総合事務管理センターを中心に、社内的な標準ルールを整備し、現在はグループ全体に水平展開しているところです。

具体的には、仕事と家庭の両立を目指して新たな勤務形態やフレックスタイム制を導入しています。例えば、新型コロナウイルス感染症対策として否応なくスタートしたリモートワークですが、出社しなくても問題なく仕事が進められることがわかりました。これまで子どもの発熱などで休まなければならなかったケースでも自宅勤務が可能となり、コロナ後も新しい勤務形態として活用していきたいと考えています。

結婚や出産、介護に関係なく 能力を発揮できる仕組みを

フレックスタイム制の導入で定時より早い帰宅が可能となり、遠方からの通勤や子育て中の職員のワークライフバランスが実現できました。アフ



ターファイブを有意義に過ごせるようになったという声も聞きます。

当社は女性の比率が高いこともあり、女性活躍推進企業認定「えるぼしマーク」を取得しています。本来、結婚や出産、介護といったことは男女両方に関わることなのに、これまで女性が家庭か仕事かを選ぶことを強いられてきました。子育てや介護をしながら仕事においても能力を発揮できる仕組みを作った方が会社にとっても良いことだと思っています。

そこで育児・介護休暇や、マタニティー有給休暇、パートナー出産休暇制度を充実させた結果、介護を理由に退職する人が少なくなりました。

働きやすい職場づくりで 会社の実績も向上

従業員の長期休暇を確保するためゴールデンウィークの5日間、自動車学校を休校にしました。利用者が少ない時期とはいえ、少し不安でしたが、実際には問題はありませんでした。休日を増やしたり勤務時間を短くしたりすることで、経営者の方は生産性の低下を心配されるかもしれませんが、従業員が自ら効率よく仕事を進めるためにどうすべきかを考えるようになり、むしろ会社の実績は向上します。

今後は従業員の健康づくりに注力しようと、今年「健康経営宣言」を行いました。アプリを活用して一人ひとりの健康管理を行うほか、万一、長期療養することがあっても生活費をサポートできる制度を整えました。当グループでは性別や国籍を問わないダイバーシティを推進していく計画ですが、誰にとっても働きやすい職場づくりをこれからも推進していきたいと思っています。



年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

▶ 日数 (付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。)

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

| | |
|---------------|--------------|
| 5日 | 5日 |
| 事業主が計画的に付与できる | 労働者が自由に取得できる |

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

| | |
|---------------|--------------|
| 15日 | 5日 |
| 事業主が計画的に付与できる | 労働者が自由に取得できる |

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

労使協定の締結

実際に計画的付与を行う場合には、就業規則の定めるところにより、労働者の過半数で組織する労働組合または労働者の過半数を代表する者との間で、書面による協定を締結する必要があります。なお、この労使協定は所轄の労働基準監督署に届け出る必要はありません。労使協定で定める項目は次のとおりです。



①計画的付与の対象者

計画的付与の時季に育児休業や産前産後の休業に入ることが分かっている者や、定年などあらかじめ退職することが分かっている者については、労使協定で計画的付与の対象から外しておきます。

②対象となる年次有給休暇の日数

年次有給休暇のうち、少なくとも5日は労働者の自由な取得を保障しなければなりません。したがって、5日を超える日数について、労使協定に基づき計画的に付与することになります。

③計画的付与の具体的な方法

- ・事業場全体の休業による一斉付与の場合には、具体的な年次有給休暇の付与日を定めます。
- ・グループ別の交替制付与の場合には、グループ別の具体的な年次有給休暇の付与日を定めます。
- ・年次有給休暇付与計画表による個人別付与の場合には、計画表を作成する時期とその手続き等について定めます。

④年次有給休暇の付与日数が少ない者の扱い

事業場全体の休業による一斉付与の場合には、新規採用者などで5日を超える年次有給休暇がない者に対しては、次のいずれかの措置をとります。

- ・一斉の休業日について、有給の特別休暇とする。
- ・一斉の休業日について、休業手当として平均賃金の60%以上を支払う。

⑤計画的付与日の変更

あらかじめ計画的付与日を変更することが予想される場合には、労使協定で計画的付与日を変更する場合の手続きについて定めておきます。

年次有給休暇の計画的付与制度についてのお問い合わせ先

| | | | |
|-----------|--------------|-----------|--------------|
| 奈良労働局監督課 | 0742-32-0204 | 桜井労働基準監督署 | 0744-42-6901 |
| 奈良労働基準監督署 | 0742-23-0435 | 大淀労働基準監督署 | 0747-52-0261 |
| 葛城労働基準監督署 | 0745-52-5891 | | |

労務改善 Q&A

Q 年次有給休暇を時間単位で取得することが可能と言うことですが、どうすればよいのでしょうか。

A 使用者と事業場の労働者の過半数で組織する労働組合（当該労働組合が無い場合には労働者の過半数代表）書面による協定を締結することにより、時間単位で年次有給休暇を使用することができます。

労使協定で締結しなければならない要件は、

- ①時間単位年休の対象労働者の範囲 ②時間単位年休の日数（5日以内の範囲）
- ③時間単位年休1日の時間数 ④1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数

になります。ただし、分単位など時間未満の単位は認められません。そのため、所定労働時間が7時間45分のような事業場は、③により時間単位年休における1日の時間数を8時間とするなどの必要があります。



厚生労働省ホームページより抜粋 https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/faq_kijyunhou_16.html

奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き（新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値）>

| | 人口 (年度は10月1日) | 新規 求職数 | 新規 求人数 | 新規 求人倍率 | 有効 求職数 | 有効 求人数 | 有効求人倍率 <()内は全国値> |
|--------|------------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|----------------------|
| 平成29年度 | 1,348,257 | 51,867 | 105,419 | ※1.79 | 218,522 | 291,747 | ※1.34 (※1.39) |
| 30年度 | 1,340,070 | 48,199 | 108,079 | ※2.24 | 203,047 | 302,096 | ※1.49 (※1.62) |
| 令和元年度 | 1,331,330 | 46,994 | 104,187 | ※2.22 | 202,222 | 297,141 | ※1.47 (※1.55) |
| 令和2年度 | 1,322,970 | 46,022 | 88,059 | ※1.91 | 215,697 | 245,614 | ※1.14 (※1.10) |
| 令和3年4月 | 1,317,431 | 5,239 | 7,585 | 2.11 | 19,177 | 21,038 | 1.18 (1.09) |
| 5月 | 1,317,096 | 3,604 | 6,992 | 2.02 | 18,712 | 20,218 | 1.21 (1.09) |
| 6月 | 1,316,306 | 3,906 | 7,394 | 2.02 | 18,401 | 20,345 | 1.23 (1.13) |
| 7月 | 1,315,605 | 3,594 | 7,233 | 1.98 | 17,596 | 20,107 | 1.23 (1.15) |
| 8月 | 1,315,007 | 3,692 | 7,299 | 1.76 | 17,646 | 20,317 | 1.18 (1.14) |
| 9月 | 1,314,445 | 3,874 | 7,781 | 2.04 | 17,873 | 20,940 | 1.18 (1.16) |
| 10月 | 1,313,847 | 3,894 | 8,548 | 2.06 | 18,008 | 22,142 | 1.12 (1.15) |
| 11月 | 1,313,335 | 3,570 | 7,496 | 1.73 | 17,642 | 21,937 | 1.19 (1.15) |
| 12月 | 1,314,186 | 3,037 | 7,641 | 1.92 | 16,826 | 21,490 | 1.13 (1.16) |
| 令和4年1月 | 1,313,370 | 4,200 | 8,453 | 2.00 | 17,178 | 22,270 | 1.18 (1.20) |
| 2月 | 1,312,139 | 3,891 | 7,951 | 1.96 | 17,529 | 22,785 | 1.20 (1.21) |
| 3月 | 1,310,654 | 4,378 | 8,258 | 2.15 | 18,381 | 23,006 | 1.23 (1.22) |

※年度は原数値 (奈良労働局主要統計・指標より)

<賃金・労働時間の動き（年平均、月平均 事業所規模5人以上）>

| | 賃 金 (円) | | 労 働 時 間 (時間) | |
|--------|---------|------------|--------------|---------|
| | 現金給与総額 | きまって支給する給与 | 総実労働時間 | 所定外労働時間 |
| 平成29年度 | 277,670 | 231,259 | 136.2 | 7.7 |
| 30年度 | 270,708 | 225,666 | 131.1 | 6.9 |
| 令和元年度 | 265,623 | 222,947 | 127.6 | 7.2 |
| 令和2年度 | 264,384 | 222,410 | 126.3 | 6.5 |
| 令和3年4月 | 221,599 | 214,494 | 126.9 | 6.1 |
| 5月 | 211,402 | 208,755 | 115.2 | 5.6 |
| 6月 | 317,063 | 212,349 | 123.0 | 5.2 |
| 7月 | 293,465 | 219,409 | 125.6 | 5.4 |
| 8月 | 224,368 | 216,473 | 117.9 | 5.5 |
| 9月 | 219,787 | 216,914 | 124.2 | 5.5 |
| 10月 | 221,858 | 214,960 | 123.4 | 5.6 |
| 11月 | 222,809 | 216,546 | 125.4 | 5.8 |
| 12月 | 445,268 | 213,591 | 123.3 | 6.3 |
| 令和4年1月 | 230,929 | 217,880 | 118.3 | 6.8 |
| 2月 | 224,462 | 223,474 | 120.8 | 6.5 |
| 3月 | 237,917 | 220,202 | 123.8 | 6.4 |

(毎月勤労統計調査地方調査より)

なら労働時報 通巻375号 令和4年8月1日発行

発行 奈良県産業・観光・雇用振興部雇用政策課 〒630-8501 奈良市登大路町30

電話 0742-27-8828 FAX 0742-27-2319 <http://www.pref.nara.jp/1664.htm>